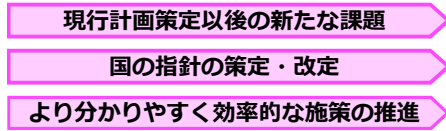


1 計画の策定にあたって(第1章)

1 策定の趣旨・背景

- 「子ども・若者の未来応援プラン」は子ども・若者及び子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」、「子どもの未来応援プラン」、「川崎市子ども・若者ビジョン」を統合し、平成30(2018)年3月に平成30(2018)～令和3(2021)年度の4年間を計画期間として策定しました。
- 現行計画策定以降、児童虐待のほか、不登校やいじめ、ひきこもりなど、子ども・若者が抱える課題はより複雑化・深刻化しており、また、「子供の貧困に関する大綱」などの国の指針が策定・改定されたことから、次期計画の策定にあたっては、これらを踏まえた対応が必要となっています。
- より分かりやすく効率的に子ども・若者施策を推進するため、「子ども・若者の未来応援プラン」と「社会的養育推進計画」それぞれの基本的な考え方を継承し、統合します。



第2期プランの策定

⇒ライフステージを通した切れ目のない子ども・若者の育成支援や子育て支援を総合的に推進

2 包含する各分野の計画

- 本プランでは、新・放課後子ども総合プランも計画に位置づけ、子ども施策に関わる10の分野別計画を包む一体的な計画として策定します。

3 計画期間

- 令和4(2022)～令和7(2025)年度までの**4年間**
- 子ども・子育て支援事業計画等については、法令等で定めた計画期間が令和2(2020)年度～令和6(2024)年度であることから、**令和6(2024)年度中に必要な見直し**を行います。

2 子ども・若者や子育て家庭を取り巻く状況(第2章)

1 本市の社会状況

- 0～14歳の年少人口は、令和2(2020)年に約18.9万人とピークを迎え、**今後は減少見込み**
- 核家族世帯は平成2(1990)年の約26万世帯から平成27(2015)年には**約35万世帯と増加**
- 共働き世帯は、平成27(2015)年には51.4%と、**18歳未満の子どもがいる世帯の半数以上**

2 子ども・若者及び子育て家庭を取り巻く状況

- 全国の「子どもの貧困率」は平成30(2018)年時点で13.5%と、約7人に1人が相対的貧困の状態
- 本市では、**母子世帯数は増加傾向**。また、所得状況では、全国の児童のいる世帯(745.9万円)と母子世帯(306万円)に所得格差が存在
- 本市の**児童虐待相談・通告件数**は、令和2(2020)年度に3,733件と**過去最多**

3 子ども・若者の成長・発達段階ごとの状況

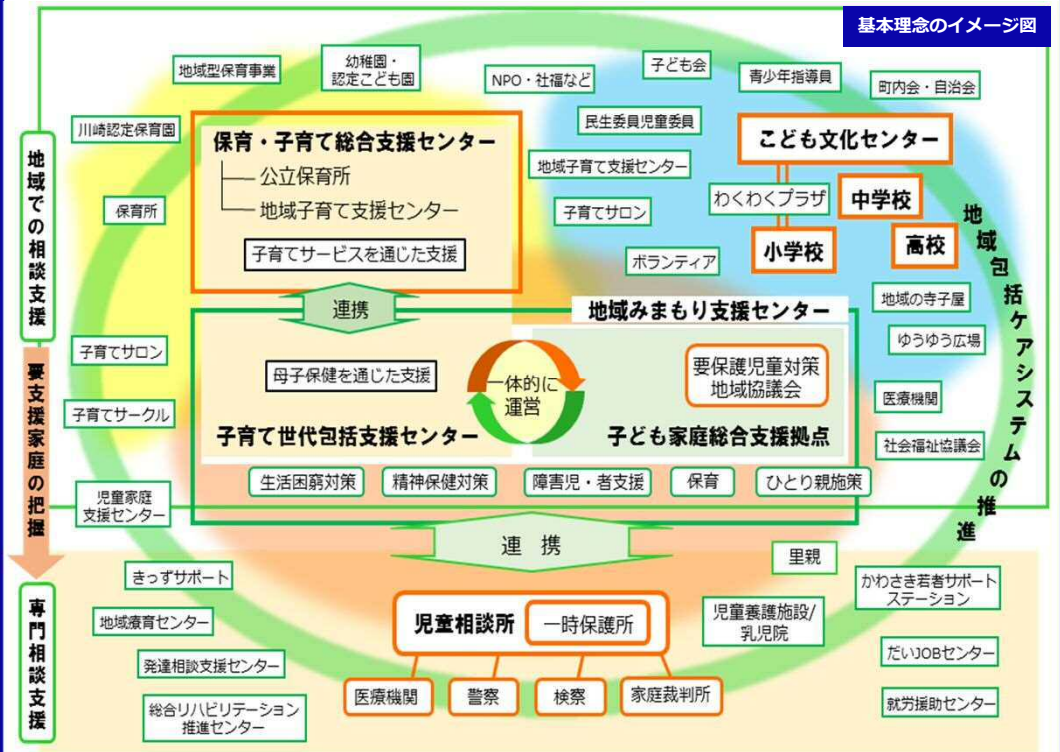
- 子育て環境の悩みは「子どもが犯罪に巻き込まれないか不安である」(44.4%)が最も高く、次いで「病気の時など、急を要するときに子供の面倒をみてくれる人や施設がない」(40.9%)
- 子育て協力者の有無では、「お父さんの親(あなたの配偶者)」(87.1%)が最も高い一方、「いない」が**6.0%**
- 親の所得分類と授業の理解度には相関関係があり、所得によって学業などに開きが存在
- 居場所の数の多さは自己肯定感、充実感の高さに関連**(内閣府「子ども・若者の意識に関する調査」)

3 計画の基本的な考え方(第3章)

引き続き、地域社会全体で子ども・若者や子育て家庭を支援していくことが求められていることから、基本理念や基本的な視点などの計画の枠組みについては変更しないものの、事業や取組内容については、この間の新たな課題等を踏まえ、充実を図ります。

1 基本理念

**未来を担う子ども・若者が
すこやかに育ち成長できるまち・かわさき**



「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」（素案）の概要 2/3

2 基本的な視点

視点1 子どもの権利を尊重する

すべての子どもは、「社会の一員」として、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができるよう配慮されることが重要です。子ども・若者及び子育て支援に関する施策の推進にあたっては、「子どもの権利条約」の趣旨を踏まえ、子ども一人ひとりの権利が尊重されるよう努めます。

視点2 地域社会全体で子ども・子育てを支える

子育ての第一義的責任は保護者が有するという基本的認識を踏まえつつ、家庭、学校、企業、行政等、地域社会のすべての構成員が、子ども・若者や子育て家庭を温かく見守り、子ども・若者の成長のみでなく、親としての保護者の成長も応援する地域社会を目指します。

視点3 子ども・若者のすこやかな成長・自立に向けた切れ目のない支援を行う

一人ひとりの子ども・若者が健やかに成長し、社会で自立して主体的な人生が送れるよう、「子どもの育ちの視点」から教育・福祉・保健・雇用等の施策が重層的に連携しながら、切れ目のない支援を行います。

視点4 すべての子ども・若者及び子育て家庭をきめ細やかに支援する

児童虐待や障害・疾病、貧困、その他家庭状況等により、困難な課題を抱え、社会的な支援の必要性が高い子ども・若者が、持てる能力を活かして、社会で自立して輝いて生きられるよう、すべての子ども・若者や子育て家庭に対して、きめ細やかな支援をします。

3 施策の方向性

施策の方向性Ⅰ 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実

施策の方向性Ⅱ 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実

施策の方向性Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実

4 計画の推進に向けた施策の展開(第4章)

第4章では、3つの施策の方向性、9つの施策に基づき、教育・福祉・保健・雇用等、多分野にわたる具体的な事業や計画期間中の主な取組を位置づけます。(※詳細な施策体系図は別紙参照)

施策の方向性Ⅰ

子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実 <4 施策30事務事業>

身近な場所で適切な支援を受けられるよう、妊娠・出産期から青年期に至るまで、**子ども・若者のライフステージに応じた切れ目のないきめ細やかな支援**に取り組むとともに、家庭・学校・地域・行政などが連携・協力して、子ども・若者や子育てをする家庭に寄り添いながら、子どもの健やかな成長を見守り、**地域社会全体で支える仕組みづくり**を進めます。

また、安全・安心に子育てができるよう、**子育てしやすい環境づくり**を推進します。

<関連する主な課題>

- ・子育てに不安を感じる家庭の増加
- ・子ども・若者の孤立化
- ・子どもが多様な価値観に触れる機会の喪失

・**施策1 「子育てを社会全体で支える取組の推進」** (8事務事業)

主な取組: 地域子育て支援センターでの子育て情報の提供・相談支援、小児医療費助成の実施

・**施策2 「子どものすこやかな成長の促進」** (9事務事業)

主な取組: 妊婦健康診査費用の一部助成、乳幼児健康診査の実施、こども文化センターの運営

・**施策3 「学校・家庭・地域における教育力の向上」** (6事務事業)

主な取組: コミュニティ・スクールの拡充、特色ある学校づくり、地域の寺子屋事業

・**施策4 「子育てしやすい居住環境づくり」** (7事務事業)

主な取組: 住宅確保要配慮者の居住安定の確保、身近な公園の整備、防犯灯のLED化

施策の方向性Ⅱ

子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実 <2 施策26事務事業>

就学前の子どもに対し、**質の高い保育・幼児教育を提供するとともに、利用者の多様な保育・幼児教育のニーズに応じたきめ細やかな対応**を図ります。

学齢期においては、学ぶ意欲を大切にしながら、**将来の社会的自立に向けて必要となる資質・能力を培う**とともに、誰もが個人や社会の多様性を尊重しながら、強みを活かし、共に支え、高め合える社会をめざし、**共生・協働の精神を育む取組**などの取組を推進します。

<関連する主な課題>

- ・継続した保育需要の高まり、保育の質の維持・向上
- ・学校等における教育力の向上
- ・一人ひとりのニーズにあった支援

・**施策5 「質の高い保育・幼児教育の推進」** (8事務事業)

主な取組: 認可保育所等の整備、民間保育所等への支援、幼児教育の推進、医療的ケア児の受入

・**施策6 「子どもの「生きる力」を育む教育の推進」** (18事務事業)

主な取組: キャリア在り方生き方教育、GIGAスクール、特別支援教育、児童生徒支援・相談

施策の方向性Ⅲ

支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実 <3 施策25事務事業>

個々のケースが抱える背景・課題が複雑化する中、リスク要因の早期把握に向け、児童相談所や区役所のほか、**医療・司法等の関係機関などと連携し、総合的なアセスメントの強化**を進めるとともに、子育て家庭等の課題に対する早期把握・対応、重篤化への未然防止等に向けて、保健師や社会福祉職、心理職などの**専門的な知識を有する多職種が連携・協働しながら適切な対応**を図ります。

また、**障害のある子ども・若者の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援**するため、支援体制の充実に向けた取組を推進します。

<関連する主な課題>

- ・児童虐待の相談・通告件数の増加
- ・経済的な困窮や援助希求が発信できない世帯への対応
- ・子どもの発達状況などに不安を抱える家庭の増加

・**施策7 「子どもが安心して暮らせる支援体制づくり」** (10事務事業)

主な取組: 児童虐待防止、ひとり親家庭等支援、子どもの貧困対策、子ども・若者の居場所づくり

・**施策8 「子ども・若者の社会的自立に向けた支援」** (11事務事業)

主な取組: 生活困窮者の自立支援、就業支援、障害者の自立支援と社会参加の促進

・**施策9 「障害福祉サービスの充実」** (4事務事業)

主な取組: 障害者の日常生活支援、発達相談の実施、地域療育センターの運営

5 子ども・若者を取り巻く個別課題への対応(第5章)

3つの課題から捉えた子ども・若者への対応

「子どもの貧困」「児童虐待」「困難な課題を抱える子ども・若者」については、子ども・若者の健やかな成長と社会的自立の阻害要因となる社会的課題で、これらは、それぞれの課題からその背景にある要因を紐解くと、抱える課題は複雑・多様で、かつ複合的で場合によっては重複していることから、様々な個別課題を取り除く支援を1人ひとりきめ細かに行う必要があります。

そのため、3つの課題をそれぞれの角度から横断的に捉えつつ、子ども・若者や子育て家庭を中心に対応策を据え、庁内関係部署や地域の関係機関が連携しながら、課題解決に向け、幅広い分野にまたがる取組を総合的に推進していきます。

「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」（素案）の概要 3/3

子どもの貧困対策の推進

令和元年に新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が策定され、**子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子どもを第一に考えた支援を包括的・早期に実施していく**ことが掲げられました。教育・福祉・保健・医療・雇用等、幅広い分野にわたる子どもの貧困対策に資する取組を総合的に推進するとともに、相談機関等による支援の実施と連携の強化等を効果的に推進していきます。

基本的な考え方	取組の方向性	主な推進項目 ※下線は追加項目
I 生活困窮の要因となる多様な課題に対する支援	1 生活に困難を抱える子どもや子育て家庭への支援の充実	ひとり親家庭、生活保護受給世帯、社会的養護を必要とする児童に対する自立支援
II 地域全体で子どもや子育て家庭を見守る環境の確保	2 地域における支え合いのしくみづくり	ボランティア等による子育て支援や、地域における子ども・若者を見守り・支える居場所づくり
III 支援が必要な子どもや子育て家庭の援助希求への対応	3 相談機関等による支援の充実と連携の強化	女性相談の体制強化、医療的ケア児の相談・支援及び関係機関の連携の充実
IV 「子どもの貧困」に資する取組の推進	4 子ども・若者の成長を支える基盤制度の充実	出産・育児に関わる相談支援の充実、不登校児童生徒に対する学びの機会の確保

児童家庭支援・児童虐待対策の推進

児童虐待相談・通告件数は一貫して増加傾向にあり、また、**経済的な困窮や家族の世話など、子どもやその家庭に係る多様な生活課題が顕在化**しています。児童虐待発生時の対応とともに、「虐待につながる恐れのあるケース」を早期に発見し、個々の状況に応じたきめ細かな支援を実施していくことが重要であり、児童家庭支援（予防）と児童虐待対策（介入）を両輪で推進していきます。

基本的な考え方	取組の方向性	主な推進項目 ※下線は追加項目
I 子ども・子育てを支援する地域づくり	1 地域での子育て支援の充実	保育・子育て総合支援センターによる子育て支援
	2 虐待の発生予防策の推進	多様な関係機関と連携した啓発活動の実施
	3 早期発見・早期対応の充実	要保護児童対策地域協議会における連携強化
II 機関連携による虐待の早期発見・的確な対応・人材育成	4 専門的支援の充実・強化	児童家庭相談支援体制の強化
	5 人材育成の推進	児童相談に関わる専門職の人材確保に向けた取組
III 自立に向けた専門的支援の充実	6 社会的養育・自立支援の充実	養育里親、専門里親、養子縁組里親の確保
	7 地域・広域連携等の強化	5県市（神奈川、横浜、相模原、横須賀）連携

困難な課題を抱える子ども・若者への支援の推進

令和3年に新たな「子供・若者育成支援推進大綱」が策定され、すべての子ども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指し、**社会総掛かりで子ども・若者の健全育成に取り組んでいく**ことが掲げられました。これまで重点的に取り組んできた児童虐待・不登校・いじめ・非行の問題に加え、ひきこもりや発達に課題があるなど、困難を抱える子ども・若者への支援に取り組んでいきます。

基本的な考え方	取組の方向性	主な推進項目 ※下線は追加項目
I 子ども・若者を見守り・支える体制の強化	1 子ども・若者の居場所の充実	様々な子ども・若者の居場所づくり
	2 子ども・若者がSOSを発信しやすいしくみづくり	いじめや不登校等に関する多様な相談機能の提供や、未然防止に関する普及啓発
	3 地域の見守り体制の強化	地域や学校等における見守り活動
II 複雑・困難な課題を抱える子ども・若者や家庭への専門的な支援の充実	4 専門的な相談・支援体制の充実	発達に課題を抱える子どもの相談支援体制の強化
	5 専門的支援ネットワークの構築	ひきこもり等に対する関係機関の連携強化

※新たに表出した困難な課題等により注力するため、取組の方向性及び紐付ける推進項目については見直しを図りました。

6 各種計画の量の見込み(川崎市子ども・子育て支援事業計画等) (第6章)

1 「量の見込みと確保方策」について

令和2年度からの5年を1期とする「川崎市子ども・子育て支援事業計画」について、令和3年度に中間見直しを実施し、その結果を踏まえて**令和4年度から令和7年度までの量の見込みと確保方策を定めます**。また、令和6年度中には、国が定めた計画期間を踏まえて、量の見込みと確保方策の見直しを行います。

2 就学前児童の将来人口推計について

「川崎市総合計画第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計」（令和3年4月）及び過去の就学前児童数実績を踏まえ、各歳児の年度当初（4月1日）時点での就学前推計児童数を算出しました。

【各認定区分に該当する年齢別の推計児童数】

単位：人

	3～5歳 (1号または2号認定に該当)	0歳 (3号認定に該当)	1～2歳 (3号認定に該当)	合計
R3.4(実績)	39,366	11,932	25,448	76,746
R4.4	38,141	11,686	24,358	74,185
R5.4	36,987	12,015	23,314	72,316
R6.4	35,490	12,080	23,405	70,975
R7.4	34,226	12,171	23,782	70,179
R8.4	33,538	12,277	23,932	69,747

3 教育・保育の量の見込み及び主な地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

①教育・保育<各認定区分>の量の見込み(4月1日時点)

単位：人

	1号(教育)		2号(保育)		3号(保育)		小計	合計
	3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳				
R4.4	14,233	22,382	2,988	14,651	17,639	54,254		
R5.4	13,025	22,440	3,126	14,567	17,693	53,158		
R6.4	11,779	22,224	3,195	15,126	18,321	52,324		
R7.4	10,652	22,112	3,274	15,908	19,182	51,946		
R8.4	9,707	22,334	3,360	16,553	19,913	51,954		

②地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

年度	R4	R5	R6	R7
妊婦健康診査(年間延べ受診回数)	142,335	146,343	147,134	148,243
地域子育て支援拠点事業(年間延べ利用人数)	167,119	160,785	152,980	146,160
一時預かり事業(保育所)(年間延べ利用人数)	98,954	96,500	94,718	93,409
ファミリー・サポート・センター事業(年間延べ利用人数)	13,523	13,234	13,036	12,948

7 計画の推進に向けて(第7章)

1 進行管理

- 川崎市子ども・子育て会議において、計画に位置づけた事業等の進捗状況に関する継続的な点検を行い、施策や指標の達成状況についての評価を実施します。
- 進行管理は毎年度行うものとし、評価結果については、ホームページ等を通じて公表します。

2 推進体制

- 庁内の関係局・区で構成する「川崎市こども施策庁内推進本部会議」において、こども未来局を中心として全庁的な対応を図り、子ども・若者や子育て家庭に関する支援の施策を総合的に推進していきます。

「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」（素案）の概要

別紙

参考 計画の施策体系図

基本理念		未来を担う子ども・若者がすこやかに育ち成長できるまち・かわさき		
基本的な視点		<ol style="list-style-type: none"> 1 子どもの権利を尊重する 2 地域社会全体で子ども・子育てを支える 3 子ども・若者のすこやかな成長・自立に向けた切れ目のない支援を行う 4 すべての子ども・若者及び子育て家庭をきめ細やかに支援する 		
施策の方向性	施策	事務事業名	事務事業	
I 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実	1 子育てを社会全体で支える取組の推進	(1)子どもの権利施策推進事業	(1)キャリア在り方生き方教育推進事業	
		(2)人権オンブズパーソン運営事業	(2)きめ細かな指導推進事業	
		(3)男女共同参画事業	(3)人権尊重教育推進事業	
		(4)地域子育て支援事業	(4)多文化共生教育推進事業	
		(5)小児医療費助成事業	(5)健康教育推進事業	
		(6)児童手当支給事業	(6)健康給食推進事業	
		(7)児童福祉施設等の指導・監査	(7)教育の情報化推進事業	
	2 子どものすこやかな成長の促進	(8)子ども・若者未来応援事業	(8)かわさきGIGAスクール構想推進事業	
		(1)妊婦・乳幼児健康診査事業	(9)魅力ある高校教育の推進事業	
		(2)母子保健指導・相談事業	(10)学校教育活動支援事業	
		(3)救急医療体制確保対策事業	(11)特別支援教育推進事業	
		(4)青少年活動推進事業	(12)共生・共育推進事業	
(5)こども文化センター運営事業		(13)児童生徒支援・相談事業		
(6)わくわくプラザ事業		(14)教育機会確保推進事業		
(7)青少年教育施設の管理運営事業		(15)海外帰国・外国人児童生徒相談事業		
(8)いこいの家・いきいきセンターの運営		(16)就学等支援事業		
3 学校・家庭・地域における教育力の向上	(9)自治推進事業	(17)学校安全推進事業		
	(1)地域等による学校運営への参加促進事業	(18)交通安全推進事業		
	(2)地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業	(1)児童虐待防止対策事業		
	(3)教職員研修事業	(2)児童相談所運営事業		
	(4)家庭教育支援事業	(3)里親制度推進事業		
	(5)地域における教育活動の推進事業	(4)児童養護施設等運営事業		
4 子育てしやすい居住環境づくり	(6)地域の寺子屋事業	(5)ひとり親家庭等の総合的支援事業		
	(1)住宅政策推進事業	(6)女性保護事業		
	(2)民間賃貸住宅等居住支援推進事業	(7)子ども・若者支援推進事業		
	(3)市営住宅等管理事業	(8)小児ぜん息患者医療費支給事業		
	(4)魅力的な公園整備事業	(9)小児慢性特定疾病医療等給付事業		
	(5)公園施設長寿命化事業	(10)災害遺児等援護事業		
	(6)防犯対策事業	(1)生活保護自立支援対策事業		
II 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実	5 質の高い保育・幼児教育の推進	(7)商店街活性化・まちづくり運動事業	(2)生活保護業務	
		(1)待機児童対策事業	(3)生活困窮者自立支援事業	
		(2)認可保育所等整備事業	(4)雇用労働対策・就業支援事業	
		(3)民間保育所運営事業	(5)民生委員児童委員活動育成等事業	
		(4)公立保育所運営事業	(6)自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	
		(5)認可外保育施設等支援事業	(7)更生保護事業	
		(6)幼児教育推進事業	(8)障害者就労支援事業	
		(7)保育士確保対策事業	(9)障害者社会参加促進事業	
(8)保育料対策事業	(10)ひきこもり地域支援事業			
II 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実	6 子どもの「生きる力」を育む教育の推進	(11)精神保健事業	(1)障害者日常生活支援事業	
		(1)児童虐待防止対策事業	(2)障害児施設事業	
		(2)児童相談所運営事業	(3)発達障害児・者支援体制整備事業	
		(3)里親制度推進事業	(4)地域療育センター等の運営	
		(4)児童養護施設等運営事業		
		(5)ひとり親家庭等の総合的支援事業		
	7 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり	III 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実	(6)女性保護事業	
			(7)子ども・若者支援推進事業	
			(8)小児ぜん息患者医療費支給事業	
			(9)小児慢性特定疾病医療等給付事業	
			(10)災害遺児等援護事業	
			(1)生活保護自立支援対策事業	
8 子ども・若者の社会的自立に向けた支援	(2)生活保護業務			
	(3)生活困窮者自立支援事業			
	(4)雇用労働対策・就業支援事業			
	(5)民生委員児童委員活動育成等事業			
	(6)自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業			
	(7)更生保護事業			
9 障害福祉サービスの充実	(8)障害者就労支援事業			
	(9)障害者社会参加促進事業			
	(10)ひきこもり地域支援事業			
	(11)精神保健事業			
	(1)障害者日常生活支援事業			
	(2)障害児施設事業			